

固定資産売却益の計上誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項
鳳土木事務所	公有財産台帳に取得価額を登載している土地について売却益が生じたが、売却益を過年度修正益としたため、令和6年度の財務諸表に固定資産売却益が正しく計上されなかった。					検出事項について、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 【大阪府財務諸表作成基準】 (収入及び費用等の計上) 第21条 収入、費用、収支差額その他の項目の計上は次のとおりとする。 (5) 特別収入 オ 固定資産売却益 固定資産の売却による収入が、帳簿価額を上回る場合の差額を計上する。
	土地	売買契約締結日	取得価額	売却金額	固定資産売却益として計上すべき金額	
	大阪府堺市 西 区 山 田 4 丁1271番 5	令和7年3月7日	2,759,353円	7,370,000円	4,610,647円	
措置の内容						
本件検出事項の原因は、売却益の計上について担当者及び決裁者が十分に理解していなかったことにある。 再発防止に向けて、担当者及び決裁者に「大阪府財務諸表作成基準」はもとより、具体的な事務処理手順等が記載された「大阪府公有財産台帳等処理要領」及び「都市整備部固定資産計上基準」についても周知徹底するとともに、月次決算報告において過年度修正益の内容把握を確実に行うことでチェック体制を強化した。 今後は、大阪府財務諸表作成基準等に基づき、適正な事務処理を行う。						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年10月8日）